

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける 監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて（概要）

竹田市公共工事請負契約約款第10条に基づく建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置については、当面の間、下記のとおり取り扱うこととします。

1 特例監理技術者の配置を認めない工事

- (1) 竹田市が発注する予定価格（設計金額）が**2億円以上の工事**であるとき。
- (2) その他特例監理技術者の配置を認めない工事に指定したものであるとき。

2 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置の要件等

特例監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(10)の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置できること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に**2件まで**とする（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）。
- (5) 特例監理技術者が兼任できる工事は、**竹田市内の工事**であること。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができること。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 現場の安全管理体制について、特例監理技術者が統括安全衛生責任者を兼ねていない

こと。

(10) 既発注工事等との兼任について、既発注工事等発注者と兼任ができる確認がとれていること。

3 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に係る手続き等
特記仕様書及び入札公告等を参照

【留意事項】

- ・ 特例監理技術者は、現場代理人との兼務はできない。
- ・ 監理技術者補佐は、配置される工事における現場代理人との兼務はできる。

4 適用期日

本取扱いについては、令和4年6月15日から適用する。